

【審査論文】

摂津源氏の東国進出 —— 下総国を中心として ——

小野 真嗣

Settsugenji's Advancement to Eastern Part of Japan:Focusing on Shimousa Province

ONO Shinji

要旨

本論は十一世紀から十二世紀にかけて東国を舞台に発生した兵乱を中心に、河内源氏・大和源氏・摂津源氏の源氏諸流の東国進出の動きを概観したうえで、摂津源氏である源頼綱・仲正父子が国守に任じられた下総国における摂津源氏と現地勢力である下河辺・千葉氏との関係を明らかにすることで、摂津源氏の東国進出における下総国の様相について考察した。

前九年合戦以後の源氏諸流（河内源氏・大和源氏・摂津源氏）の東国進出の動きのなかで、摂津源氏の動向が注目されることはあまりなかったが、元永元年の下総守源仲正による常陸国侵攻は、摂津源氏による東国進出の契機となる事件と位置付けることが出来るとの結論に達した。

また、摂津源氏が下総国に進出する際、摂津源氏に登用されたとみられる下河辺・千葉氏は、その本拠地である下河辺荘・千葉荘・相馬御厨を開発・維持するうえで、摂津源氏の働きかけがあったことも明らかにした。

源仲正の下総・下野国を中心とした東国進出は、ある一定の成果を挙げたと考えられ、特に下総国での摂津源氏の勢力および摂津源氏と下河辺・千葉氏の関係は、頼政の挙兵時まで継続していることが確認できた。

しかしながら、頼政の挙兵失敗により摂津源氏が失脚すると、下河辺・千葉氏共に次の後ろ盾を求めて行動を起こし、下河辺・千葉氏共に河内源氏である源頼朝の許へ参陣することとなるのである。

キーワード： 摂津源氏 源仲正 下河辺氏 千葉氏 下総国

はじめに

十一世紀から十二世紀にかけて東国を舞台に、平忠常の乱や前九年合戦・後三年合戦などの兵乱が発生した。これらの兵乱には平忠常の乱における源頼信、前九年合戦・後三年合戦における源頼義・義家というように頼信を祖とする河内源氏が参戦しており、兵乱を通して河内源氏の東国進出が進行していった。

また、一方では源頼親（頼信の兄）を祖とする大和源氏や、源頼光（同じく頼信の兄）を祖とする摂津源氏も東国進出の動きをみせている。

本論では摂津源氏である源頼綱・仲正父子が国守に任じられた下総国における摂津源氏と現地勢力、特に下河辺・千葉氏と両氏が支配した下河辺荘・千葉荘・相馬御厨との関係を明らかにすることで、当時の下総国の様相について考えてみたい。

1. 下総守源仲正の常陸国襲撃

(1) 十一世紀の各源氏の東国進出の動き

平忠常の乱

平忠常の乱（長元元年（一〇二八）～四年（一〇三一））は、忠常が史料に「下総権守」・「上総介」などであることから¹⁾、良文流平氏である忠常の登用は、それ以前に発生した平維良の乱による貞盛流平氏の上総国・下総国における勢力抑制の狙いがあり、平忠常の乱における貞盛流平氏の動向は、良文流平氏から上総・下総国を取り返す意図があったとする川尻秋生氏の見解が正鵠を得ているものであろう²⁾。

寛和二年（九八六）、平繁盛（貞盛の弟）は、比叡山延暦寺に金泥大般若

経を書写奉納しようとした際、武蔵国で平忠頼（良文の子）・忠光兄弟に搬送を阻止されたことを訴えているが、その際、忠頼らは弁明で繁盛らを「旧敵」と称しており³⁾、この時期から貞盛流平氏と良文流平氏との間に対立が生じていたことはよく知られている。

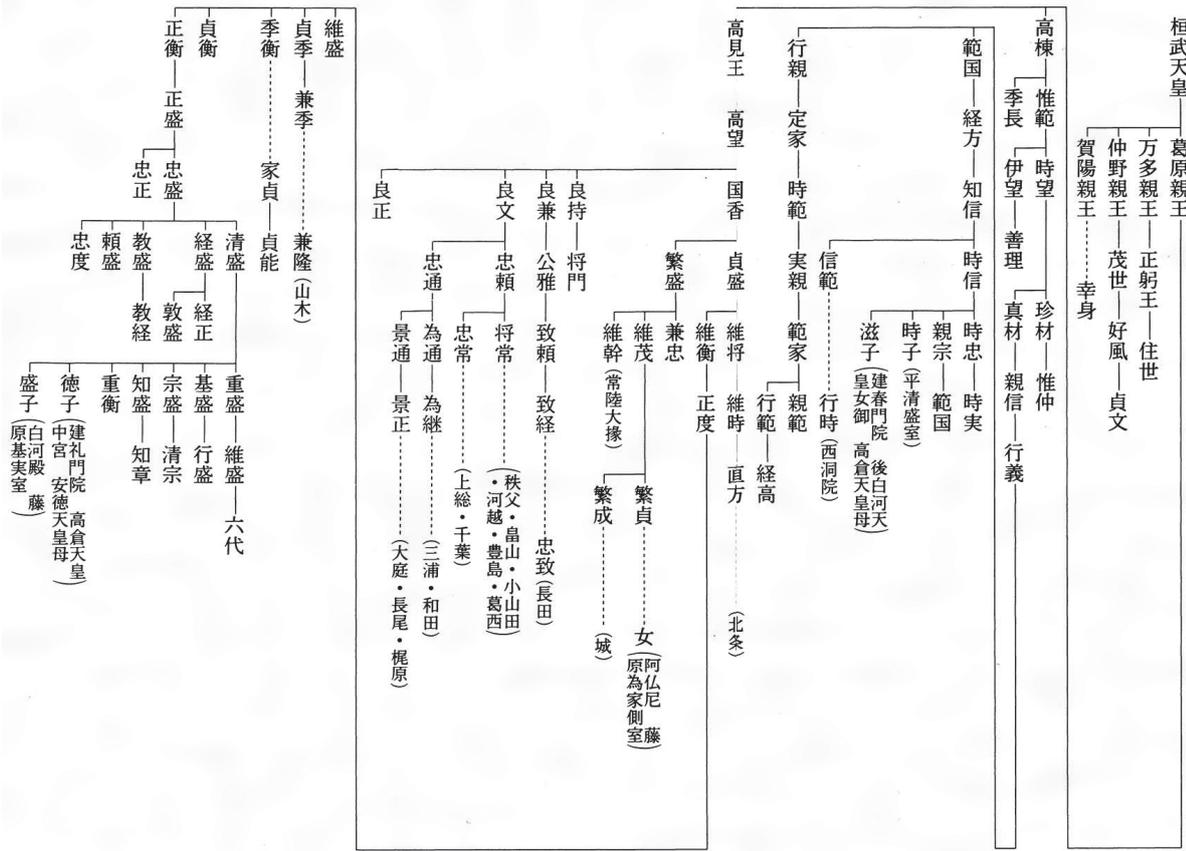
また、『今昔物語集』には、長和五年（一〇一六）以前に、常陸守（介）であった源頼信が、常陸国豪族平惟幹（維幹、繁盛の子）とともに、下総国の平忠常（忠頼の子）を攻めた話が載せられているが、忠常は頼信に対して「頼信に降伏することはやぶさかではないが、惟幹は『先祖の敵』であるため惟幹の前で服属することはできない」と述べている⁴⁾。

このように、貞盛流平氏と良文流平氏との間での対立が平忠常の乱をひき起こしたとみられるが、忠常は追討使となった貞盛流平氏である平直方に対して徹底抗戦の構えを崩さず、直方らの忠常攻略も思うように進まず、直方は追討使を解任される。

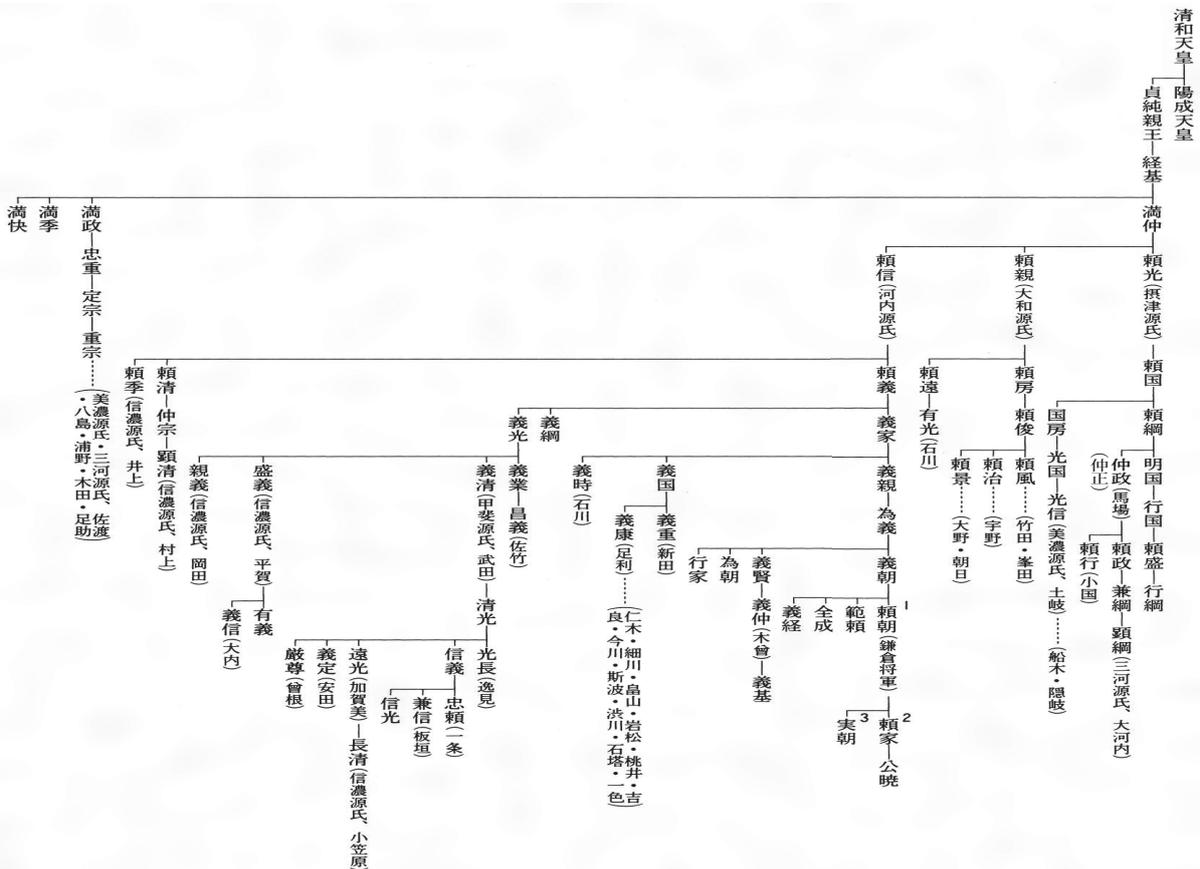
直方の後任の追討使となったのは甲斐守源頼信であった。頼信は忠常の乱当初の追討使候補にも挙がっており、その際には貞盛流平氏の追討使任官運動によって直方が追討使に選ばれていたが、中央政府内部には頼信を推す動きもあつた⁵⁾。この背景には、『今昔物語集』にあるように、頼信と忠常との主従関係があつたとみられる。実際、頼信は下向に際して忠常の子である法師を伴っており⁶⁾、その後合戦が行われた記録がないまま頼信の追討使任命約半年後に忠常が降伏をしていることから、この間頼信と忠常の間で降伏に関する交渉が行われており、戦わずして忠常の降伏に至ったのであろう。忠常は降伏後京へ向かう途中で病死するが、その子息は追討を免れており、これにも頼信の仲介があつた可能性がある。

一方で、頼信の子頼義が平直方の婿として迎えられ鎌倉の地を譲られており、坂東での地盤を築くことになる。平忠常の乱によって河内源氏は坂東に

おける調停・仲介者としての地位を築いたといえる。



【系図1】桓武平氏系図 (『国史大辞典』より)



【系図2】清和源氏系図 (『国史大辞典』に一部加筆)

摂津源氏の東国進出 — 下総国を中心として — (小野)

前九年合戦

前九年合戦（永承六年へ一〇五一）〜康平五年へ一〇六二）は、陸奥守・鎮守府将軍であった源頼信が、当時中央政府の支配領域の最北端であった奥六郡の安倍氏と戦い安倍氏を滅ぼした合戦である。この合戦は発端である阿久利川事件自体が頼義らによる安倍氏への挑発行為と見て取れることから、河内源氏による奥羽進出が目的であろう。

合戦自体は、頼義ら官軍の勝利であり、安倍氏を滅亡させることはできたが、合戦中に出羽山北三郡の清原氏の加勢を受けることになり、このことが合戦後の河内源氏の奥羽進出に障害となることになる。合戦後、恩賞として頼義は伊予守、頼義の子である源義家は出羽守、源義綱は左衛門尉となるが、合戦の途中から参戦した清原武則が当時奥六郡を管轄とする鎮守府将軍に任じられたことにより、安倍氏が支配した奥六郡は清原氏の支配下となる。

このことにより、河内源氏の奥羽進出は果たせなくなったが、頼義は前九年合戦に坂東の兵を動員しており、彼等も前九年合戦の恩賞にあずかっている⁷。前九年合戦は河内源氏の奥羽進出という点では必ずしも成功したとは言いがたい反面、動員した坂東の兵に対する恩賞を給付させたという点において、坂東での河内源氏の基盤強化に繋がる合戦であったといえるであろう。

延久北奥合戦

延久北奥合戦は、前九年合戦後の治暦三年（一〇六七）に大和源氏の源頼俊が陸奥守に任官し、陸奥守在職中に頼俊と清原貞衡が衣曾別嶋荒夷と関伊七村山徒を討伐した合戦である⁸。

延久北奥合戦では源頼俊が清原貞衡と共同作戦を起こしていることから、大和源氏である頼俊と清原氏とは友好的であることがうかがわれる。しかし、頼俊が延久北奥合戦行動時に、散位藤原基通による陸奥国府印鑑奪取事件が

発生する。

【史料①】『扶桑略記』延久二年八月一日条

一日、宣旨、散位藤原基通面縛降之由、下野守源義家所言上也、然則陸奥守源頼俊不可向陸奥国追討者、義家朝臣依有所申請也、抑頼俊合戦時、基通奪取彼印鑑者也⁹、

【史料②】『同』延久二年十二月三十日条

卅日、下野守源義家申降人藤原基通隨身将参状¹⁰、

【史料③】『百練抄』延久三年八月二十七日条

廿七日、有陣定、(中略)義家朝臣勘陸奥犯人基通問事也¹¹、

これらの史料から源頼俊が合戦中に公権力の象徴である印鑑を藤原基通に奪取され、その基通が下野守であった源義家に帰降してきたことがわかる。義家は朝廷に対し、基通を随えて上京することを申請している。朝廷でもこの陸奥国府印鑑奪取事件を重く受け止めていたことがうかがわれ、頼俊にとっては大きな汚点となる事件であった。

遠藤巖氏は、大和源氏の頼俊と河内源氏の義家はライバル関係であり、基通による陸奥国府印鑑奪取事件の裏には義家が黒幕として関与していたとする¹²。これは、前九年合戦で奥羽への進出に失敗した河内源氏源義家による、大和源氏源頼俊の奥羽進出への妨害活動と捉えるべきであろう。樋口知志氏は、この時期の陸奥国は陸奥守頼俊と奥六郡清原氏・海道平氏（常陸平氏の一族）の三者によって、陸奥国務を領導していく体制がとられており、清原氏・海道平氏は、奥羽に対して野心を燃やす河内源氏義家への牽制として、ライ

バルである大和源氏頼俊を担ぎ出したとしている¹³。海道平氏は後三年合戦の当事者である清原氏との養子交換や姻戚関係が指摘されている一族である¹⁴。

大和源氏である頼俊は、前九年合戦において奥羽進出に失敗した河内源氏の後に陸奥守となり、奥六郡の実質的支配者である清原氏と協力関係を築きながら奥羽進出を果たそうとした。しかし、いまだに奥羽進出をうかがう河内源氏源義家によって、延久北奥合戦中に藤原基通による陸奥国府印鑑奪取事件が発生し、後述するように頼俊は延久北奥合戦での恩賞なしという結果となり、大和源氏の奥羽進出も失敗に終わることになる。

後三年合戦

後三年合戦（永保三年へ一〇八三）〜寛治元年（一〇八七）は清原武則の孫であり、奥六郡・山北三郡の実質的支配者である清原真衡の後継者問題が発端であるが、その時陸奥守として赴任した源義家の介入によって事態が複雑化することになる。清原氏の内紛に陸奥守として介入する立場を得た義家にとっては、念願の奥羽進出を果たす絶好の機会であったといえる。

この合戦において兄義家の許に参戦した源義光の動向については、拙稿によって、義光の後三年合戦参戦は、父祖から受け継いだ常陸平氏との関係重視したものであり、清原氏と海道（常陸）平氏を切り離そうとする義家への牽制と、自らが河内源氏の代表として奥羽への進出を果たすことを目的としたものであったことを明らかにしている¹⁵。

前九年合戦時までは、他の源氏に対して、先行して東国進出を行ってきた河内源氏は、内部での主導権争いを起こしており、その関係は後三年合戦以後も続いていくが¹⁶、後三年合戦においては大和源氏である源頼俊も再び活動を行っている。

【史料④】「前陸奥守源頼俊款状案」

前陸奥守従五位上源朝臣頼俊誠憶誠恐謹言

請特蒙天恩、任先朝綸旨、依衣會別嶋荒夷并閑伊七村山徒討隨、拜任讚

岐国關状

右頼俊去治曆三年任彼固守、着任之後、廻治略期興復、挾野心俗不憚朝憲。然而王威有限、即討隨三方之大口。

其間無国之費、注子細言上之日、被宣下云、旁勒知有勤□、辺鎮事不可默止者、捧件宣旨文参洛之処、清原真衡申請、拜任鎮守府將軍。為大將軍頼俊、于今不蒙朝□。公文之輩、依勲功勸賞之例、古今是多。近則源頼義朝□、越二階任伊予守。加之子息等及從類蒙恩賞之者、甘本□也。又参上之後、依綸旨召進武藏国任人平常家・伊豆国□散位惟房朝臣彘彘之勤、不恥先縦者也。望請天恩、依□勤節、被拜任彼国守關状、弥守勤王之節、將令勵後輩矣。頼□誠恐謹言。

応徳三年正月廿三日

前陸奥守従五位上源朝臣頼□¹⁷

この「前陸奥守源頼俊款状」は、後三年合戦の最中である応徳三年（一〇八六）、前陸奥守源頼俊が延久北奥合戦の恩賞を得られなかったことを述べて、讚岐守拜任を申請しているものである。樋口知志氏は、頼俊と清原氏は延久北奥合戦の際に連携を取っており、後三年合戦において清原家衡が義家に反抗する時期に款状が出された背景には、再び頼俊に近づき彼の猟官運動を支援することで、都の目を陸奥に向けさせ義家の不当な介入を喧伝しようとする目的があったとしている¹⁸。この行為は、延久北奥合戦の際に義家に奥羽進出を妨害された頼俊による、義家の後三年合戦妨害工作であり、源氏内部での奥羽進出に対する相互の妨害活動があったことがわかる。結果的に後三年合戦は私戦と判断され、河内源氏義家の奥羽進出は果たせないこ

となるが、頼俊の妨害工作は、後三年合戦の私戦判定の一因となった可能性がある。

(2) 摂津源氏の下総国進出

摂津源氏の東国進出については、康平五年（一〇六二）に源頼資が下野守に任じられており、承暦四年（一〇八〇）には頼資の弟である源実国が前常陸介としてみえる¹⁹。また、下総国進出としては、承保二年（一〇七五）に源頼綱が下総守として任国に赴任している史料がみられる²⁰。一方、下総国には平忠常の乱以降も良文流平氏が存在しており、上総・下総を地盤とした「両総平氏」として発展していた。良文流平氏は平忠常の叔父忠通が摂津源氏の祖源頼光の四天王とされるなどの関係もあることから²¹、両総平氏との協調関係を軸とした東国進出が狙いであったとみられる。

頼綱の下総守としての活動は先の史料のみであり、その他の活動は不明であるが、次に摂津源氏の下総国での活動がみられるのは次の史料である。

【史料⑤】『中右記』元永元年二月五日条

五日丁卯（中略）今日申刻許下総守源中正擲常陸国住人将参院陣郎等卅人、檢非違使重時・盛通・康季、依仰於三条烏丸辻東御門南辺請取、給左右政所云々、件犯人ハ称故義親法師雇置宅主云々、仲正去年越渡常陸国追捕之間、賊已去国也、被問犯人之処、「雇宿義親事太無実之由申云々、事体非重犯歟、今日中宮初行啓日也、其前依仰将参、御所辺被渡北御門前御覽、世人頗有不甘心気歟、或人云、去年件仲正相具数百人兵士、廿余日越来常陸国乱入百姓宅、万物推取了、件国八箇郡、其後人家煙□云々、此事如何、誠不可為其功之人歟²²。

この史料では、下総守源仲正が常陸国の住人を捕らえて上京し白河院に引き渡した。その住人は追討された源義親が雇った者であるとされたが、それは事実ではない。一方で仲正は昨年数百人の兵を率いて常陸国に入り義親の残党追捕として百姓宅に乱入し、二十数日にわたって略奪行為をくり返したとされている。

この仲正の行為は、史料中でも否定されているように、義親関係者の追捕が目的でないことは明白である。また、史料では常陸国内の八箇郡を戦場とする合戦が行われているとされていることから、仲正の常陸国侵攻は、かなり大規模なものであったことがうかがわれる。当時の常陸国は河内源氏である源義光流の影響が強い国であったことから、仲正の常陸国侵攻は、河内源氏（義光流）に対する摂津源氏の侵攻と捉えることができるであろう。仲正は、下総守の任期終了後に下野守に任じられたが、その下野守任期終了後も坂東に在地していたらしい。

【史料⑥】『百練抄』保安四年十一月一日条

前下野守仲正隨身号前対馬守義親者入洛、檢非違使等請取之、件義親、去天仁元年、正盛朝臣切首伝京師、以件賞任但馬守了、其後猶在坂東之由、雖有風聞、世人不信受、今経十六年、仲正所擲進也、両院有御見物、但非義親之由被定云々²³。

この史料からは、仲正が下野守の任期終了後も坂東に在地し、義親を称していた者を捕らえて入洛していることがわかる。根本隆一氏は、仲正の義親追捕活動を、義親の父である義家が残した東国における河内源氏の声望を克服し、仲正が在地勢力を支配下に置くための手段として用いたものであろうとしている²⁴。

では、この時期に行われた仲正の軍事行動の兵力とはどのようなものであったのだろうか。次章では、摂津源氏と下総国の関係について考えてみたい。

2. 摂津源氏と下河辺氏・千葉氏

(1) 下河辺氏

下河辺氏は下野国を本拠とする秀郷流藤原氏の一族で、『尊卑分脈』などの系図類は一致して初代を行義としている。行義は摂津源氏源頼政の家人となっており、下河辺荘の立荘にも関わりを持っていた可能性が高い人物である。行義以前の下河辺氏と摂津源氏の接点に関しては、康平五年（一〇六二）に下野守に任じられた源頼資あるいは、天永二年（一一二一）に下野守に任じられた源明国が考えられる²⁵。頼資が下野守であった後の延久二年（一〇七〇）には、弟の頼綱が下総守に任じられており、明国が下野守であった後の元永元年（一一一八）には弟の仲正が下総守として常陸国侵攻を行っている。本来下野国出身であった下河辺氏が下総国に進出する契機となったのは、下野守・下総守を歴任した摂津源氏との接近があったとみるべきであろう。

下河辺氏と摂津源氏の接近が、頼綱の下総守期間であるか仲正期の下総守期間であるかは明確ではないが、遅くとも仲正の常陸国侵攻時には、下河辺氏が仲正軍に加わっていたのは間違いないであろう。

下河辺氏が本拠地とした下河辺荘は、古利根川東部、常陸川上流南部一帯の広大な地域を荘域とする荘園で、茨城県古河市に含まれる地域を「野方」、埼玉県幸手市・杉戸町・春日部市（庄和地区）・松伏町・吉川市・三郷市・千葉県野田市などにまたがる地域を「河辺」とよんでいた。

下河辺荘の初見史料は『吾妻鏡』文治二年（一一八六）三月十二日条であり、その記事で当荘は八条院領としてみえているから、下河辺荘は八条院領

として立荘された可能性が高いといえる。下河辺荘の立荘には八条院に仕えていた源頼政の介在があったとみられる²⁶。

永井晋氏は、下河辺荘が立荘した後、それほど時期が経過していない下河辺行平（行義の子）の時期の下河辺荘の中心地は猿島台地であったとしており²⁷、この地域は後の「野方」にあたる。下河辺荘の中心地域である猿島台地が広がる猿島郡は、関東の二天水系である常陸川水系の最奥であるとともに、旧利根川水系で最も常陸川水系に近接する地域であり、北関東の水運における重要拠点であった²⁸。下河辺氏の本拠地であった猿島郡は、北関東の水運の要衝であり、仲正の常陸国侵攻の際には、下総国側の拠点となっていた可能性が高い。

野口実氏は、仲正の常陸国侵攻に従軍した可能性がある下河辺行義の父行光の兄弟である政光が常陸国と隣接する下総国豊田郡を本拠とし、政光の子である政家は常陸国関郡を本拠としていることから、彼等の本拠地成立が仲正の軍事行動の一つの契機となった可能性を指摘している²⁹。

以上の点を考慮すれば、下河辺氏と摂津源氏の接点が築かれるのは、仲正の常陸国侵攻が契機であった可能性が高いであろう。

(2) 千葉氏

摂津源氏が下総国で勢力を構築するうえで、在地の勢力として当初期待されたのは、良文流平氏の流れを組む両総平氏であった。前述したように、良文流平氏と摂津源氏の間には、平忠常の叔父忠通が摂津源氏の祖源頼光の四天王とされており、その関係性は以前からのものであった。

両総平氏のなかで、摂津源氏との関係性がうかがわれるのは千葉氏である。千葉氏が両総平氏一族のなかで他の一族に比べて上総氏とともに有力であった背景には、千葉氏が代々下総権介職（千葉介）を世襲したことが大きかつ

217
たが、そのことについて『吾妻鏡』には以下のように書かれている。

【史料⑦】『吾妻鏡』承元三年十二月十五日条

十五日乙亥、近国守護補任御下文等備進之、其中、千葉介胤胤者、先祖千葉大夫元永以後為当庄檢非違所之間、右大将家御時、以常胤被補下総一國守護職之由申之³⁰、

この史料によれば、千葉荘の由来について、千葉成胤は「元永以降千葉氏が千葉荘の檢非違使所であった」としているが、千葉氏が千葉荘の「檢非違使所」となった元永年間に下総守であったのは源仲正であった。このことから、千葉氏が登用されたのは摂津源氏である仲正によってであり、下総国府の在庁官人として登用された時期も仲正の下総守在任期であった可能性が高い。

さらに、千葉荘に関しては、千葉氏と摂津源氏の関係性がうかがわれる史料が存在する。

【史料⑧】『吾妻鏡』文治二年三月十二日条

十二日庚寅、小中太光家為使節上洛、是左典廐賢息、三箇依可令加首服給、被厭御馬三疋、長持被^{納砂金}二掉之故也、又関東御知行国々内乃貢未済庄々注文被下之、今日到来、召下家司等可加催促給之由云々、

注進 三箇国庄々事^{下総信濃越後等國々注文}

合

下総国

殿下御領

同

三崎庄

大戸神崎

千田庄

三井寺領

玉造庄

熊野領

成就寺領

匝瑳南庄

印東庄

延暦寺

八条院御領

白井庄

千葉庄

院御領

同前

船橋御厨

相馬御厨

八条院御領

按察使家領

下河辺庄

豊田庄号松岡庄

二位大納言

橘井木内庄³¹

この史料から、文治二年（一一八六）には、千葉荘が八条院領としてみえるが、安元二年（一一七六）の「八条院目録」（前半は高山寺文書、後半は山科家古文書）には、千葉荘がみえないのである。これは下河辺荘と同様であり、千葉荘の八条院への寄進には源頼政が関与したとみるべきであろう。

『吾妻鏡』は、頼政の挙兵の際に以仁王を守護した園城寺衆徒に千葉常胤の子である日胤がおり宇治合戦で戦死したとしているが³²、河内祥輔氏は、日胤を千葉常胤の子とする内容を含む日胤譚を事実とみなすには慎重にならざるをえないと評価している³³。しかし、摂津源氏と千葉氏の関係性を考慮するならば、日胤が千葉常胤の子である可能性はあるのではないだろうか。

千葉荘の寄進に関する頼政の関与や、頼政の挙兵に際しての日胤の動向から、源仲正以来の摂津源氏と千葉氏の関係性が継続されている様相がうかがえる。次に、千葉氏と相馬御厨に関する史料をみていく。

【史料⑨】「平常胤寄進状写」

永附属進先祖相伝領地老処事

在下総国管相馬郡者

四至東限下逆川口登壇江 北限小野上大路
西限下川邊境井木崎廻谷 南限小野上大路

右当郡者、是元平良文朝臣所領、其男経明、其男忠経、其男経政、其男経長、其男経兼、其男経重、而経兼五郎弟経晴相承之当初、為国役不輸 之地、令進退領掌之時、立経重於養子、天治元年六月所讓与彼郡也、随即可令知行務之由、同年十月賜国判之後、常重依内心之祈念、大治年中之比貫進太神宮御領之日、相副調度文書等、永令附属仮名荒木田正富先畢、於地主職者、常重男常胤、保延元年二月伝領、其後国司藤原朝臣親通在任之時、号有公田官物未進、同二年七月十五日召籠常重身、常旬月之後、勘負准白布柒佰貳拾陸段式丈伍尺伍寸、以庁目代散位紀朝臣季経同年十一月十三日押書、相馬・立花兩郷之新券、恣責取署判、妄企牽籠之刻、源義朝就于件常時男経澄之浮言、自常重之手、康治二年雖責取压状之文、恐神威、永可為太神宮御厨之由、天養二年令進避文之上、常胤以上品八丈絹參拾疋・下品柒拾疋・縫衣拾貳領・砂金參拾貳両・藍摺布上品參拾段・中品伍拾段・上馬式疋・鞍置駄參拾疋、依進濟於国庫、以常胤為相馬郡司、可令知行郡務之旨、去四月之比、国判早畢、其中一紙先券之内、被拘留立花郷老処許之故、所不被返与件新券也、雖然、至于相馬地者、且被裁免畢、然則任親父常重契状、於田島所当官物者、致供祭上分之勤、令進退當時領主正富給、至加地子并下司職者、令相伝常胤子孫、預所職者、可被令相承本宮御牒使清尚子孫矣、仍為後代、重新立券文、謹解、

久安二年八月十日 御厨下司正六位上平朝臣常胤(花押)³⁴

天治元年(一一二四)に、平常重(経繁)は叔父平常晴の養子となり、相

馬郡の土地(御厨)を譲り受ける。さらに、大治五年(一一三〇)に、常重は相馬郡布施郷を伊勢神宮に寄進するが、その際布施郷に関する証書類を提出していることがわかる。

【史料⑩】「下総国相馬郡布瀬郷証文注進状写」

注進 相馬郡布瀬郷証文等事

合伍通内

- 一枚 布瀬郷内保村田島在家海船等注文
- 一枚 国司庁宣布瀬墨崎為別符時免除雜公事案
- 一枚 前大藏卿殿布瀬墨崎御厨知時下総守被仰下消息案在并其返事等、
- 二通 同大藏卿殿仰書消息等

右件文書等、若横人出来、号地主有相論時、為証文所令進上也、

後之にも存此趣、可令沙汰之状、如件、

大治五年六月十一日

正六位上行下総権介平朝臣(花押影)³⁵

その中に布施・墨崎御厨を前大藏卿が領家として知行していたことに関する下総守と千葉氏との書状がある。この前大藏卿を藤原長忠、下総守を藤原茂明とする見解があるが³⁶、根拠は常重の相馬郡譲り受けの時期(天治元年<一一二四>)と仲正が保安四年(一一三三)「前守仲正」とあることである。しかし、下総守と大藏卿は、常重が譲り受ける以前、つまり下総守が仲正であつても不自然ではない。

常重が相馬御厨を譲り受けた大治元年(一一二四)、仲正は既に下総守ではなく、「前下野守」であつた。しかし、前述したように仲正は坂東に留まっ

ていたとみられ、国守を歴任した仲正は下総・下野国を依然本拠地として掌握していた可能性が高い。相馬御厨の地も下河辺荘と同様に常陸国との国境であり、平将門の乱以降常陸平氏と両総平氏が争っていた地域である。常重への相馬御厨の譲渡は、相馬御厨を重視した仲正主導によるものであると考えられ、千葉氏と藤原茂明の間も仲正が仲介したものであったのではないだろうか。

元永元年の下総守源仲正による常陸国侵攻は、摂津源氏による東国進出(勢力扶植)が目的であったとみられるが、その際仲正が登用した下河辺・千葉両氏は一族における嫡流ではなく、摂津源氏の後ろ楯によって下河辺荘・千葉荘・相馬御厨を獲得した可能性が高い。

下河辺・千葉両氏とも、摂津源氏との繋がりが頼政期まで確認できており、摂津源氏の下総国進出はある程度まで成功していたことがわかる³⁷。

3. 下河辺・千葉氏と河内源氏

(1) 下河辺氏と河内源氏

治承四年(一一八〇)五月、下河辺行平が、源頼政の挙兵を源頼朝に告げているが³⁸、挙兵した頼政は敗北している。『平家物語』には頼政の子仲綱の首級を平等院床下に隠した人物として「しも河辺の藤三郎清親」がみえる³⁹。また、『平治物語』で頼政に従う郎従として「下総国住人下河辺庄司三郎行泰」なる人物がみえ⁴⁰、この「行泰」は異本に「行義」とあることから下河辺行義のことと考えられている。「清親」も行泰と同様に行義を指すとする見解もあるが⁴¹、今野慶信氏は「清親」が「三郎」を継承していることから、「清親」が行泰の子として嫡流であり、『吾妻鏡』建久六年(一一九五)三月十日条にみえる「同(下河辺)藤三」であり、行平は庶流であった可能性を指

摘している⁴²。

行平自身の下河辺氏嫡流篡奪の意志の有無については定かではないが、主従関係を結んでいた摂津源氏源頼政が戦死し、下河辺氏嫡流であった父行義、嫡男清親が不在という状態で、行平が取るべき行動の選択肢は限定されたものであった。その結果が、河内源氏である源頼朝への参陣であり、結果的に頼朝が政権を樹立するにあたって、行平が下河辺氏の嫡流となったとみられる。

(2) 千葉氏と河内源氏

千葉氏の場合は、両総平氏の傍流であったとは言い難いが、源頼朝の許に参陣する際、千葉氏の三〇〇騎に対して上総氏は二万騎であったことや⁴³、千葉氏が郡名を姓とするのに対して、上総氏は国名を姓とする。所領争いの際、下総守藤原親通に拘束されているなどの点から、上総氏ほどの強大な勢力は築けていない状態であった。

その結果、河内源氏源義朝と上総常澄による相馬御厨の権利妨害を受けることになり、一時期は河内源氏との強制的な主従関係を成立させられている。平治の乱による義朝滅亡後は、下総藤原氏、常陸平氏・佐竹氏などの対立から、再び摂津源氏への接近を図っており、千葉荘が頼政の仲介によって八条院に寄進されたのもこの時期であったとみられる。

しかし、頼政の挙兵と敗死によって、再び後ろ盾を失った千葉氏は、義朝以来の関係を復活させるべく、河内源氏源頼朝の許へ参陣するのである。この際、千葉氏の行動は上総氏などと比べて素早いものであり、千葉氏の置かれた状況が決して楽観視できる状態でないことを物語っているのである。

おわりに

前九年合戦以後の源氏諸流（河内源氏・大和源氏・摂津源氏）の東国進出の動きの中で、これまで摂津源氏の動向が注目されることはなかったが、元永元年の下総守源仲正による常陸国侵攻は、摂津源氏による東国進出の契機となる事件と位置付けることができるのではないだろうか。

一方、下野国における秀郷流藤原氏の嫡流でない下河辺氏や、両総平氏の嫡流とは言い難い千葉氏にとつては、摂津源氏の存在は自分たちの領有する地域の後ろ楯として格好の存在であり、両者の思惑が合致していたといえよう。

源仲正の下総・下野国を中心とした東国進出は、ある一定の成果を挙げたと考えられ、特に下総国での摂津源氏の勢力および摂津源氏と下河辺・千葉氏の関係は、頼政の挙兵時まで継続していることが確認できた。

しかしながら、頼政の挙兵失敗により摂津源氏が失脚すると、下河辺・千葉氏共に次の後ろ盾を求めて行動を起こし、下河辺・千葉氏共に河内源氏である源頼朝の許へ参陣することとなる。なお、行平が頼朝の許に参陣する以前の下河辺氏と河内源氏に関する史料は管見のところ見当たらない。この点についての検討は今後の課題としたい。

また、頼綱・仲正・頼政・仲綱と続く歌人の家としての摂津源氏にも注目すべきであろう。彼等の歌には摂津源氏の東国での動向を伺い知ることができ、歌も多く残されており貴重な史料となっているが、和歌を通じた人脈のネットワークも視野にいれた摂津源氏の動向に関する考察を行う必要があると考えている。

註

- 1 『百練抄』長元元年二月二十一日条（『新訂増補国史大系』、『編年残篇』万寿五年（『野田市史』資料編古代・中世一、二〇一〇年）。
- 2 『続左丞抄』一（『新訂増補国史大系』）。
- 3 『今昔物語集』巻二五九「源頼信朝臣貞平忠恒語第九」（『新日本古典文学大系』）。
- 4 『小記目錄』第十七「追討使事」（『大日本古記録』）。
- 5 『左経記』長元四年六月十一日条（『増補史料大成』）。
- 6 応徳三年正月廿三日「前陸奥守源頼俊款状案」（『青森県史編さん古代部会編』『青森県史資料編』古代1 文献史料』青森県、二〇〇一年）【史料④】。
- 7 この合戦についての呼称はいまだに定着していないが、延久年間に北奥で起きた合戦であるから、本稿ではひとまず「延久北奥合戦」と呼称しておきたい。
- 8 『扶桑略記』延久二年八月一日条（『新訂増補国史大系』）。
- 9 『扶桑略記』延久二年十二月三十日条（『新訂増補国史大系』）。
- 10 『百練抄』延久三年八月二十七日条（『新訂増補国史大系』）。
- 11 遠藤巖「延久元々二年の蝦夷合戦について」（『秋田歴史科学研究』四五、一九九八年）。
- 12 樋口知志「前九年合戦と後三年合戦」（同『前九年・後三年合戦と奥州藤原氏』高志書院、二〇一一年、初出二〇〇二年）。
- 13 野口実「十〜十二世紀奥羽の政治権力をめぐる諸問題」（『中世東国武士団の研究』高知書店、一九九四年、初出一九九〇年）、樋口知志前掲（13）論文。
- 14 小野真嗣「後三年合戦と源義光―河内源氏の東国進出を中心に―」（『駿台史学』一四六、二〇一二年）。
- 15 小野真嗣前掲（15）論文。
- 16 応徳三年正月廿三日「前陸奥守源頼俊款状案」（『青森県史編さん古代部会編』『青森県史資料編』古代1 文献史料』青森県、二〇〇一年）。
- 17 樋口知志前掲（13）論文。
- 18 埼玉県県民部県史編さん室編『坂東八箇国国司表』（埼玉県県民部県史編さん室、一九八七年）。
- 19 『水左記』承保二年十月三日条。
- 20 小野真嗣「坂東の兵乱と高望流平氏―平将門の乱・平維良の乱・平忠常の乱と貞盛流平氏・良文流平氏の動向について―」（二〇一〇年度 文学部・文学研究科学術研究論集』明治大学文学部・文学研究科、二〇一一年）。
- 21 『中右記』元永元年二月五日条（『増補史料大成』）。
- 22 『百練抄』保安四年十一月一日条（『新訂増補国史大系』）。
- 23 根本隆一「摂津源氏と下総国」（『野田市史研究』一一、二〇〇〇年）。
- 24 埼玉県県民部県史編さん室編前掲（19）文献。
- 25 内山俊身氏は頼政の猶子である源仲家が『尊卑分脈』に「八条院藏人」とみえることから、本家八条院―領家源頼政―預所源仲家―下司下河辺行義との寄進・補任関係で成立したとみることも可能であるとしている（内山俊身「下河辺荘の成立と関戸の宝塔」（『そうわの文化財』三、一九九五年）。
- 26 永井晋「下総国下河辺庄に対する総合的な展望」（平成十九年度〜二十一年度科学研究

- 費補助金基盤研究(C) 研究成果報告書『金沢北条氏領下総国下河辺庄の総合的研究』(二〇一〇年)。
- 28 内山俊身「征夷事業における軍事物資輸送について」(『茨城県立歴史館報』二五、一九九八年)、高橋修「再考 平将門の乱―北関東における武士団成立の前提となった政治史―」(入間田宣夫編『兵たちの時代―兵たちの登場』高志書院、二〇一〇年)、小野真嗣「初期軍記と高望流平氏の奥羽進出」(『明治大学古代学研究所紀要』一四、二〇一〇年)。
- 29 野口実「摂津源氏と下河辺氏」(平成十九年度～二十一年度科学研究費補助金基盤研究(C)研究成果報告書『金沢北条氏領下総国下河辺庄の総合的研究』二〇一〇年)。
- 30 『吾妻鏡』承元三年十二月十五日条(『新訂増補国史大系』)。
- 31 『吾妻鏡』文治二年三月十二日条(『新訂増補国史大系』)。
- 32 『吾妻鏡』養和元年五月八日条(『新訂増補国史大系』)。
- 33 河内祥輔「以仁王事件について」(同『日本中世の朝廷・幕府体制』吉川弘文館、二〇〇七年)。
- 34 久安二年八月十日「平常胤寄進状写」(『野田市史 資料編古代・中世一』)。
- 35 大治五年六月十一日「下総国相馬郡布瀬郷証文注進状写」(『野田市史 資料編古代・中世一』)。
- 36 川尻秋生「中世荘園としての相馬御厨」(千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史 通史編古代二』第三編 第四章 第五節、二〇〇一年)。
- 37 千葉氏の場合は、一時河内源氏義朝に属したが、義朝滅亡後は所領維持のため再び摂津源氏に属したとみられることが千葉荘の八条院寄進(史料⑧)からうかがえる。
- 38 『吾妻鏡』治承四年五月十日条(『新訂増補国史大系』)。
- 39 『平家物語』巻四「宮御最期」(『日本古典文学大系』)。
- 40 『平治物語』中「義朝六波羅に寄せらるる事付けたり信頼落つる事並びに頼政平氏方にく事」(『新日本古典文学大系』)。
- 41 野口実前掲(28)論文。
- 42 今野慶信「御家人下河辺氏・幸島氏について」(『野田市史研究』一二、二〇〇一年)。
- 43 『吾妻鏡』治承四年九月十七・十九日条(『新訂増補国史大系』)。

小野 真嗣 (和洋女子大学 人文学部 日本文学文化学科 助教)

(令和二年十月十三日受理)